

●ETCでのご利用について

ご利用方法

- ETCシステム利用規程等を事前にご確認ください。
- ETCカードが有効期限内であるか確認してください。また、ETCカードは車載器に確実に挿入し、正常に動作することを確認してください。
- 阪神高速の入口から出口まで同一のETCカードをご利用いただき、出口までETCカードを抜かないようお願いいたします。
- パーキングエリアで休憩中にETCカードを抜いた場合は、忘れずに車載器に挿入するようにお願いします。
- 料金所では、「ETC専用」レーンまたは「ETC/一般」レーンを無線通行でご利用ください。
- 料金所では、20km/h以下に減速し、路側表示器の「↑通過」の表示と開閉バーが開いたことを確認して、必ず徐行でご通行ください。
- しあわせの村入口料金所をご利用の場合は、一旦停止のうえ、ETCカードを料金所スタッフにお渡しいただき、課金処理後、ETCカードを車載器に挿入し、出口までご通行ください。

料金通知について

- 通行料金に関するお知らせ箇所は出口です。
- けん引車については、正しい料金通知ができない場合がございますが、請求は正しい料金となります。

料金所での利用証明書について

- ETC車載器が無い場合、もしくは、利用証明書が必要な場合は、「ETC/一般」レーンまたは「一般」レーンで、ETCカードを料金所スタッフにお渡しください。ただし、この場合は現金でご利用の場合と同じ料金が適用されます。

「ETC利用照会サービス」について

- ご走行後（出口通過後）概ね4～5時間で利用明細が反映されます。
- 正常なETC通信ができなかった場合、ETC利用照会サービスへの反映が遅れ、翌日以降になることがあります。

「ETC利用履歴発行プリンター」について

- 「ETC利用履歴発行プリンター」をご利用の場合、ご走行直後（出口通過後）から利用明細書の発行が可能です。出口通過前の利用明細書は発行できません。
- 主な設置箇所：阪神高速PA、当社社屋、その他関連施設等

ETCでご利用の場合のご注意

- 料金所のない入口もしくは出口等において、カード未挿入等により正常なETC無線通信ができなかった場合、実際のご利用より高い料金となる場合がありますので、ご注意ください。
例)「守口入口」-「本町出口」間を普通車で走行する際、「本町出口」で無線通信できなかった場合、出口の記録がないため、本来「620円」のところ「1,300円」となる場合があります。
- また、入口から出口まで同一のカードをご利用されなかった場合においても、実際のご利用より高い料金となる場合がありますので、ご注意ください。